

## 【 様 式 集 】

河内長野市に提出する場合の様式集です。

大阪府、大阪市又は堺市に提出する場合の様式については、各所轄庁にお  
問合せください。

様式はコピーしてお使いいただけます。  
また、ここに掲載している様式は、「河内長野市のホームページ」からダウン  
ロードしていただけます。

ホームページ <https://www.city.kawachinagano.lg.jp/>

# 特定非営利活動法人設立認証申請書

年 月 日

河内長野市長 様

申請者 住所又は居所  
ふりがな  
氏 名 印  
電話番号 ( )

特定非営利活動法人の設立の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設立の認証を受けようとする特定非営利活動法人に係る事項	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	主たる事務所の所在地	
	その他の事務所の所在地	
	定款に記載された目的	

添 付 書 類	1 定款（2部） 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部） 3 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを各役員が誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部） 4 各役員の住所又は居所を証する書面（1部） 5 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（1部） 6 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部） 7 設立趣旨書（2部） 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（1部） 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部） 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部）  （備考） 法とは、特定非営利活動促進法をいう。
---------	--

（注）申請者の住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

# 補 正 書

年 月 日

河内長野市長 様

住所又は居所

ふ り が な

氏 名

印

電 話 番 号 ( )

特定非営利活動促進法第 10 条第 3 項（同法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり補正します。

認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称		
	補正後	補正前
補 正 の 内 容		
補 正 の 理 由		
添 付 書 類	補正後の申請書又は添付書類	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書又は合併趣旨書の補正を行う場合は、補正後の書類 2 部を添付すること。</li> <li>・ 住所又は居所及び氏名の記載に当たっては、法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。</li> </ul>	

特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書

年 月 日

河内長野市長 様

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
ふ り が な  
代 表 者 の 氏 名 印  
主たる事務所の電話番号 ( )

設立  
年 月 日付け河内長野市指令 第 号で の認証を受けた特定非  
合併

第 13 条第 2 項  
営利活動法人の登記を完了したので、特定非営利活動促進法  
第 39 条第 2 項において準用する

の規定により、届出をします。  
同法第 13 条第 2 項

(添付書類)

- 登記事項証明書 (1 部)
- 財産目録 (1 部)
- 定款 (2 部)
- 登記事項証明書の写し (1 部)

## 特定非営利活動法人役員変更等届出書

年 月 日

河内長野市長 様

主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 ふ り が な  
 代 表 者 の 氏 名 印  
 主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

変 更 年 月 日	役 職 名	ふ り が な 氏 名	住 所 又 は 居 所
変 更 事 項			
添 付 書 類	1 変更後の役員名簿（2部） （役員が新たに就任した場合） 2 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（1部） 3 役員の住所又は居所を証する書面（1部）		
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更等があった役員について、全ての事項を記入すること。</li> <li>・役職名の欄には、理事、監事の区分を記入すること。</li> <li>・変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記入すること。</li> <li>  なお、新任の場合で、法第22条の規定による役員欠員の補充を行ったときは欠員補充、定款の変更をして役員定数を増加させたときは増員と付記すること。また、任期満了と同時に再任となった場合には、再任とだけ記入すること。</li> <li>・改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。</li> <li>・法とは、特定非営利活動促進法をいう。</li> </ul>		

# 特定非営利活動法人定款変更認証申請書

年 月 日

河内長野市長 様

主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 ふ り が な  
 代 表 者 の 氏 名 印  
 主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法人の定款の変更の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第 25 条第 4 項の規定により、次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
定 款 の 変 更 内 容		
変 更 の 理 由		
添 付 書 類	1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部） 2 変更後の定款（2部） （次の書類は、定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合のみ添付すること。） 3 当該定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（2部） （次の書類は、所轄庁の変更を伴う場合のみ添付すること。） 4 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部） 5 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（1部） 6 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（1部） （設立後当該事業報告書等が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該事業報告書等が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録） （備考）法とは、特定非営利活動促進法をいう。	

## 特定非営利活動法人定款変更届出書

年 月 日

河内長野市長 様

主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 ふ り が な  
 代 表 者 の 氏 名 印  
 主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法人の定款の変更をしたので、特定非営利活動促進法第 25 条第 6 項の規定により、次のとおり届出をします。

	変 更 後	変 更 前
定 款 の 変 更 内 容		
変 更 の 時 期		
変 更 の 理 由		
添 付 書 類	1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部） 2 変更後の定款（2部）	

# 閱 覧 等 請 求 書

年 月 日

河内長野市長 様

請求者 住 所  
ふ り が な  
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

閱覧

特定非営利活動法人に係る書類を 覧 したいので、大阪府特定非営利活動促進法施行条  
騰写

例第8条第2項の規定により、次のとおり請求します。

	特 定 非 営 利 活 動 法 人	名 称	
		主たる事務所の所在地	
請 求 に 係 る 書 類 の 内 容			
備 考			



# 特定非営利活動法人解散認定申請書

年 月 日

河内長野市長 様

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
ふ り が な  
代 表 者 の 氏 名 印  
主たる事務所の電話番号 ( )

特定非営利活動法人を解散することについて、特定非営利活動促進法第 31 条第 2 項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯	
残余財産の処分方法	
添付書類	特定非営利活動法人の目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面

## 特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日

河内長野市長 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

ふ り が な

氏 名

印

電 話 番 号 ( )

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第 31 条第 4 項の規定により、次のとおり届出をします。

解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
解散の事由	特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 _____ 号による解散
解散の理由及び経緯	
残余財産の処分方法	
添付書類	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書
備考	下線部には、解散事由に応じて 1、2、4 又は 6 を記入すること。

# 特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

河内長野市長 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

ふ り が な

氏 名

印

電 話 番 号 ( )

解散した特定非営利活動法人の残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

解散した特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	
譲渡すべき残余財産	
残余財産の譲渡を受ける者	
上記の譲渡を受ける者を決定した理由	

## 特定非営利活動法人合併認証申請書

年 月 日

河内長野市長 様

申請者 合併の認証を受けようとする  
 特定非営利活動法人の名称  
 ふ り が な  
 代 表 者 の 氏 名 印  
 主たる事務所の所在地

合併の認証を受けようとする  
 特定非営利活動法人の名称  
 ふ り が な  
 代 表 者 の 氏 名 印  
 主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第 34 条第 4 項の規定により、次のとおり申請します。

合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係る事項	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	主たる事務所の所在地	
	その他の事務所の所在地	
	定款に記載された目的	
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 (1部)                      (次の書類は、合併により存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人に係るものを添付すること。)</li> <li>2 定款 (2部)</li> <li>3 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) (2部)</li> <li>4 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 (1部)</li> <li>5 各役員の住所又は居所を証する書面 (1部)</li> <li>6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面 (1部)</li> <li>7 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 (1部)</li> <li>8 合併趣旨書 (2部)</li> <li>9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (2部)</li> <li>10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (2部)                      (備考) 法とは、特定非営利活動促進法をいう。</li> </ol>	

## 特定非営利活動法人清算人就職届出書

年 月 日

河内長野市長 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号 ( )

特定非営利活動法人の清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、次のとおり届出をします。

清算中の特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地		
就職した清算人のふりがな氏名	住 所	就 職 年 月 日
添 付 書 類	就職した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	

## 特定非営利活動法人清算終了届出書

年 月 日

河内長野市長 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

ふりがな

氏 名

印

電話番号 ( )

特定非営利活動法人 \_\_\_\_\_ の清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届出をします。

(添付書類)

当該届出に係る特定非営利活動法人の清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書

(備 考)

下線部には、法人名を記入すること。

（表）

身 分 証 明 書		第 号
写  真	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定により検査をする職員であることを証明する。</p>		
年 月 日	河内長野市長	印

（日本産業規格 B 列 8 番）

（裏）

特定非営利活動促進法抜すい

（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

(10) 第 41 条第 1 項又は第 64 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。